

社会福祉法人華頂会

グループホームはるか運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、グループホームはるか（以下「はるか」という。）の運営に係る重要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 はるかに入居した要介護者及び要支援者に対し、認知症対応型共同生活介護計画（介護予防認知症対応型共同生活介護計画）（以下「ケアプラン」という。）に基づき、入浴・排泄・食事等の介護、その他日常生活上の世話及び機能訓練等を行うことを目的とする。

(運営方針)

第3条 はるかの運営方針は、次の各号に定める通りとする。

- (1) 利用者のケアプランに基づき、入浴・排泄・食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与、その他の日常生活上の世話、機能訓練、介護予防等を行うことにより、自立した生活を目指す。
- (2) 利用者の意志、人格及びプライバシーを尊重し、常に本人の立場に立ったサービスの提供に努める。
- (3) 明るく家庭的な雰囲気を有し、家族や地域社会との結びつきを重視した運営を心がける。
- (4) 「草津市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営に関する基準等を定める条例」、「草津市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備および運営ならびに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例」およびその他の関係法令等の内容を遵守し事業を実施するものとする。

(事業所の名称及び所在地)

第4条 事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。

- (1) 名 称 社会福祉法人華頂会 グループホームはるか
- (2) 所在地 滋賀県草津市新浜町153番地の2

(職員等の職種、人員及び職務内容)

第5条 事業に従事する職員の職種、人員及び職務内容は、次の各号に定める通りとする。

- (1) 管理者 1人

職員等の管理及び業務実施状況の把握、その他管理を一元的に行う。また、職員等に対し必要な指揮命令を行う。

- (2) 計画作成担当者 2人

利用者のケアプラン原案を作成し、本人またはその家族に説明したうえ同意を得る。また、

ケアプランの作成後においても、実施状況の把握を行い必要に応じてケアプランの変更を行う。

(3) 介護職員 5人以上

利用者のケアプランに基づき、日常生活上の介護、健康保持のための相談及び援助を行う。

(利用定員)

第6条 利用定員は、2ユニット（1階9人、2階9人）、18人とする。

(利用料及びその他の費用の額)

第7条 利用料及びその他の費用の額は、次の各号の通りとする。

(1) はるかが提供するする指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護の利用料を原則として

法令等に定められた介護報酬の1割から3割を利用者に請求する。

「利用者負担割合」は『介護保険負担割合証』に記載された割合の額とする。

(2) 事業者は、前号のサービス費とは別に、次の費用について支払いを受けることができる。

(ア) 居室使用料 月額57,000円（1日当り1,900円）

(イ) 光熱水道費 月額15,000円（1日当り500円）

(ウ) 食費（おやつ代含む） 月額46,500円（1日当り1,550円）

(エ) 管理費 月額 3,000円（1日当り100円）

管理費の具体的な内容は、建物の修繕費用、設備点検費用である。

(オ) 理・美容費 業者との協定料金

(カ) おむつ代 実費

(キ) その他日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担することが適當と認められる費用（ティッシュペーパー、歯磨き粉、ポリ袋等）（個人行事・娯楽等）実費

(ク) 寝具リース代 月額2,500円（1日当り概算83円）

2 事業者は、前項各号の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ利用者またはその家族に対し、当該サービスの内容及び費用の額についての説明を行い、同意を得るものとする。

(利用者の留意事項)

第8条 利用者は、入居中において次の各号に定める事項に留意しなければならない。

(1) 職員等の指示に従い、利用者の留意すべき事項を遵守しなければならない。

(2) 居室、共用施設及び敷地を本来の用途に従い利用しなければならない。

(3) 施設、設備、備品等を故意または重大な過失により紛失、破損、汚染等、もしくは変形させた場合は、損害を賠償する責任を負わなければならない。

(緊急時の対処方法)

第9条 職員等は、利用者の心身の状態の急変その他緊急事態が発生した場合は、速やかに家族に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告しなければならない。また、入院を必要とする場合には、協力病院その他利用者またはその家族が指定する病院等に入院の要請を行うものとする。

(非常災害対策)

第10条 事業者は、非常災害に備えて防火管理者及び火気・消防等の責任者定め、消防、風水害、地震等に対応するための防災計画を作成し、定期的に年2回の避難、救出等の非常災害訓練を行うとともに、防災意識の向上を図るものとする。

(2) 非常災害等の発生の際に、事業が継続できるよう、他の社会福祉施設等との連携及び協力をを行う体制を構築するよう努めるものとする。

(苦情処理)

第11条 事業者は、利用者またはその家族等からの苦情に迅速かつ適切に対応するための相談窓口を設置し、その内容により必要な処置を講ずるものとする。

(守秘義務)

第12条 職員等は、本会就業規則（平成7年4月1日施行）第26条（禁止行為）の規定を遵守し、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密保持を厳守するとともに、当該業務に従事しなくなった後及び退職した後においても守秘義務を負うものとする。

(サービスの提供)

第13条 利用者が自立した日常生活を営むことができるよう、適切な技術をもって介護サービスを提供し、又は必要な支援を行います。

- (1) 生活相談
- (2) 健康チェック
- (3) 入浴
- (4) 食事
- (5) その他日常生活に必要な介護

(衛生管理・感染防止)

第14条 衛生管理・感染防止委員会を設置し、3か月ごとに会議を開催し、マニュアルの整備研修を実施します

。

(人権擁護及び身体拘束・虐待防止)

第15条 身体拘束・虐待防止委員会を設置し、指針に沿った運営、会議や研修などを実施していきます。担当者は、澤井明信とします。

原則として、利用者の自由を制限する身体拘束は行わない。但し、当該利用者、又は他の利用者等の生命または身体を保護するため、緊急やむを得ず下記の要件等において最小限度の身体拘束を行うことがある。また、その場合には家族等に対して説明し、同意を得るものとする。

- (1) 入居者（利用者）本人または入所者（利用者）等の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高い場合
- (2) 身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がない場合

- (3) 身体拘束その他の行動制限が一時的である場合
- (4) 身体的拘束実施に関しては実施内容を記載し、様態、時間、心身の状況、緊急やむを得ない理由等を明確にする。

(記録の整備)

第16条 事業者は、利用者に対するサービスの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。

- (1) 認知症対応型共同生活介護計画（介護予防認知症対応型共同生活介護計画）
- (2) 提供したサービス内容等の記録
- (3) 利用者に関する草津市への報告等の記録
- (4) 苦情の内容等に関する記録
- (5) 事故の状況および事故に対する処置状況の記録

2 事業者は、従事者、設備、備品および会計に関する記録を整備し、その終了した日から5年間保存するものとする。

(定めのない事項)

第17条 この規程に定めるもののほか運営に関し必要な事項は、社会福祉法人華頂会と協議のうえ定めるものとする。

附 則

平成15年 4月 1日施行
平成21年 4月 1日改訂
平成24年 4月 1日改訂
平成26年 4月 1日改訂
平成26年 9月 1日改訂
平成28年 1月15日改訂
令和01年10月 31日改訂
令和02年 1月 1日改訂
令和02年 6月 1日改訂
令和05年 5月 1日改訂
令和06年 3月 31日改訂